

登録教習機関の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第49条に規定する届出があったので、同法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 登録教習機関の名称 | 東部自動車興業株式会社東部建設機械技能講習所 |
| 2 | 登録教習機関の住所 | 石川県金沢市横枕町口8番地 |
| 3 | 代表者職氏名 | 代表取締役 作田 司 |
| 4 | 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 | 東部自動車興業株式会社東部建設機械技能講習所
石川県金沢市横枕町口8番地 |
| 5 | 行うことができる技能講習 | 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和5年6月30日 |
| 7 | 登録番号 | 第117号 |

令和7年9月8日

石川労働局長

